

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第144号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(延滞金額を計算する場合についての技術的読替え)

第13条の2 条例第19条第2項の規定により京都市市税条例第9条第1項各号列記以外の部分及び附則第3条の9第1項の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第1項各号列記 以外の部分	納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合(法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び法第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収の猶予を受けた者が当該徴収の猶予に係る税金を納付する場合を含む。)	京都市国民健康保険条例第19条第1項に規定する納付義務者は、納期限後に普通徴収に係る保険料を納付する場合
	当該税額又は納入金額	当該保険料の額
	その納期限(納期限の延長があったときは、その延長され	納期限

	た納期限とする。第1号及び第2号において同じ。)	
	納付又は納入	納付
	次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる	納期限の翌日から1月を経過する日までの
	納付し、又は納入しなければ	納付しなければ
附則第3条の9第1項	第9条第1項前段及び第37条の10第2項前段	京都市国民健康保険条例第19条第2項において準用する京都市市税条例第9条第1項各号列記以外の部分
	これら	同項各号列記以外の部分

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)